

砂利採取業者登録申請書

※ 整理番号	
審査結果	
受理年月日	年 月 日
登録番号	宮崎砂利第 号

宮崎県知事 殿 年 月 日

宮崎県収入証紙
(申請者は消印しないこと)

〒 TEL ()
住 所
氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

事務所の名称		
事務所の所在地	〒 TEL	〒 TEL
その事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名	合格認定号	合格認定号
	合格認定号	合格認定号
	合格認定号	合格認定号
法人にあつては、その業務を行う役員の氏名		

(備考)1 ※印欄は、記載しないこと。

別表1（第3条関係）

砂利採取業登録申請書の添付書類

砂利採取業登録申請に必要な書類は、次のとおりとする。

1 申請者が個人の場合

番号	書類	様式又は内容
1	誓約書（申請者用）	別記様式第2号
2	誓約書（砂利採取業務主任者用）	別記様式第3号
3	砂利採取業務主任者証明書	別記様式第4号
4	砂利採取業務主任者を雇用していることを証明する書類	公共機関の発行した書面若しくはその写し又は雇用証明書若しくは雇用契約書の写し
5	砂利採取業務主任者試験合格証又は認定書の写し	
6	砂利採取業務主任者の住民票	
7	申請者の生年月日を証する書類	
8	役員等一覧表	別記様式第22号

2 申請者が法人の場合

上記表の書類に加え

番号	書類	様式又は内容
1	誓約書（役員用）	別記様式第6号
2	登記簿謄本	
3	役員の生年月日を証する書類	
4	役員等一覧表	別記様式第22号

登録事項変更届書

※

整理番号	
受理年月日	年 月 日

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 - TEL()
住 所
ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあつては
ふりがな
その代表者の氏名

登録番号 宮崎砂利第 号
登録年月日 年 月 日

砂利採取法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

変更に係る登録事項	従前の内容	変更後の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 変更に係る登録事項の欄は、ふりがな氏名、名称、代表者、住所、砂利採取業務主任者及び役員等の区分で記載すること。

別表3(第6条関係)

砂利採取業登録事項変更届書の添付書類

砂利採取業登録事項変更届に必要な書類は、次のとおりとする。

区 分	書 類	様式又は内容
個人の氏名、住所の変更、 業務主任者の名前の変更	1 当該変更事項を証明する書面	
	2 役員等一覧表	別記様式第22号
法人の名称及び住所の変更	3 法人の登記簿の謄本	
	4 役員等一覧表	別記様式第22号
法人の代表者(役員の変更を伴うとき)の変更	5 誓約書(申請者用)	別記様式第2号
	6 誓約書(役員用)	別記様式第6号
	7 法人の登記簿の謄本	
	8 代表者及び役員の生年月日を証する書類	
	9 役員等一覧表	別記様式第22号
法人の代表者(役員の変更を伴わないとき)の変更	10 法人の登記簿の謄本	
	11 役員等一覧表	別記様式第22号
法人の役員の変更	12 誓約書(役員用)	別記様式第6号
	13 法人の登記簿の謄本	
	14 役員の生年月日を証する書類	
	15 役員等一覧表	別記様式第22号
業務主任者の変更及び事務所の新設	16 誓約書(業務主任者用)	別記様式第3号
	17 業務主任者試験合格証等の写し	
	18 業務主任者証明書	別記様式第4号
	19 業務主任者の雇用に関する証明書	公共機関の発行した書面若しくはその写し又は雇用証明書若しくは雇用契約書の写し
	20 業務主任者の住民票	
	21 役員等一覧表	別記様式第22号

※上記書類に加え、現に交付を受けている砂利採取業者登録通知書を提出すること。

誓 約 書(申請者用)

私は、砂利採取法(以下「法」という。)第6条第1項第1号から第5号までに規定する下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 法第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であつて法人であるものが法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前四号のいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

住 所
ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名
ふりがな
及び生年月日
性 別 男 ・ 女

宮崎県知事

殿

誓 約 書 (砂利採取業務主任者用)

私は、砂利採取法(以下「法」という。)第6条第1項第1号から第4号までに規定する下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 法第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であって法人であるものが法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

年 月 日

住 所
氏 名

生年月日

性 別

(合格 認定 番号

男 ・ 女
号)

住 所
氏 名

生年月日

性 別

(合格 認定 番号

男 ・ 女
号)

住 所
氏 名

生年月日

性 別

(合格 認定 番号

男 ・ 女
号)

宮崎県知事

殿

砂利採取業務主任者証明書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所
氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名

次の事務所に置く砂利採取業務主任者は、申請者又は当事業所の従業員（役員を含む。）であることを証明します。

事務所名	合格・認定番号	砂利採取 業務主任者名 及び生年月日	雇用又は就任年月日
	(都道府県) 合格第 号 認定		役員・従業員・本人
		年 月 日	年 月 日
	(都道府県) 合格第 号 認定		役員・従業員・本人
		年 月 日	年 月 日
	(都道府県) 合格第 号 認定		役員・従業員・本人
		年 月 日	年 月 日
	(都道府県) 合格第 号 認定		役員・従業員・本人
		年 月 日	年 月 日
	(都道府県) 合格第 号 認定		役員・従業員・本人
		年 月 日	年 月 日

(備考)

- 1 砂利採取業務主任者が従業員である場合は、当該砂利採取業務主任者を雇用していることを証する公共機関の発行した書面又はその写しを添付すること。

誓 約 書 (役員用)

私は、砂利採取法(以下「法」という。)第6条第1項第1号から第4号までに規定する下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

記

- (1) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 法第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であって法人であるものが法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

年 月 日

住 所
氏 名

生年月日

性 別

男 ・ 女

住 所
氏 名

生年月日

性 別

男 ・ 女

住 所
氏 名

生年月日

性 別

男 ・ 女

宮崎県知事

殿

様式第11号(第9条関係)

※
砂利採取業者登録通知書再交付申請書

整理番号	
受理年月日	年 月 日
再交付年月日	年 月 日

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 - TEL()
住 所
氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名

砂利採取業者登録通知書の再交付を受けたいので、宮崎県砂利採取法事務取扱要綱第10条の規定により、申請します。

登録番号	宮崎砂利第 号
登録年月日	年 月 日
理由	

(備考)1 ※印欄は、記載しないこと。

砂利採取業承継届書

※ 整理番号	
受理年月日	年 月 日
	年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 - TEL()
 住 所
ふりがな
 氏名又は名称及び
 法人にあつては
ふりがな
 その代表者の氏名

砂利採取法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	<small>ふりがな</small> 氏名又は名称	
	法人にあつては、その代表 <small>ふりがな</small> 者の氏名	
	住所	
	法第3条の登録を受けた年 月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	砂利採取業務主任者 <small>ふりがな</small> の氏名	合格・認定 第 号
承継者に 関する事項	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	砂利採取業務主任者 <small>ふりがな</small> の氏名	合格・認定 第 号

(備考)1 ※印欄は、記載しないこと。

別表2(第5条関係)

砂利採取業承継届書の添付書類

砂利採取業者の地位を承継した際の届出に必要な書類は、各々の区分に応じ次のとおりとする。

区 分	書 類	
共通	登録規則第4条第2項に定める書面	
	役員等一覧表 (別記様式第22号)	
法第16条の規定による砂利採取計画の認可を受けた砂利採取業者の地位を承継した者の場合	1	砂利採取場で砂利の採取を行うことについて砂利採取業者の地位を承継した者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
	2	砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

砂利採取業廃止届書

※

整理番号	
受理年月日	年 月 日

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 - TEL()

住 所

氏名又は名称及び

法人にあつては

その代表者の氏名

登録番号 宮崎砂利第 号

登録年月日 年 月 日

砂利採取法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 事業を廃止した年月日
- 3 事業を廃止した理由

(備考)1 ※印欄は、記載しないこと。

